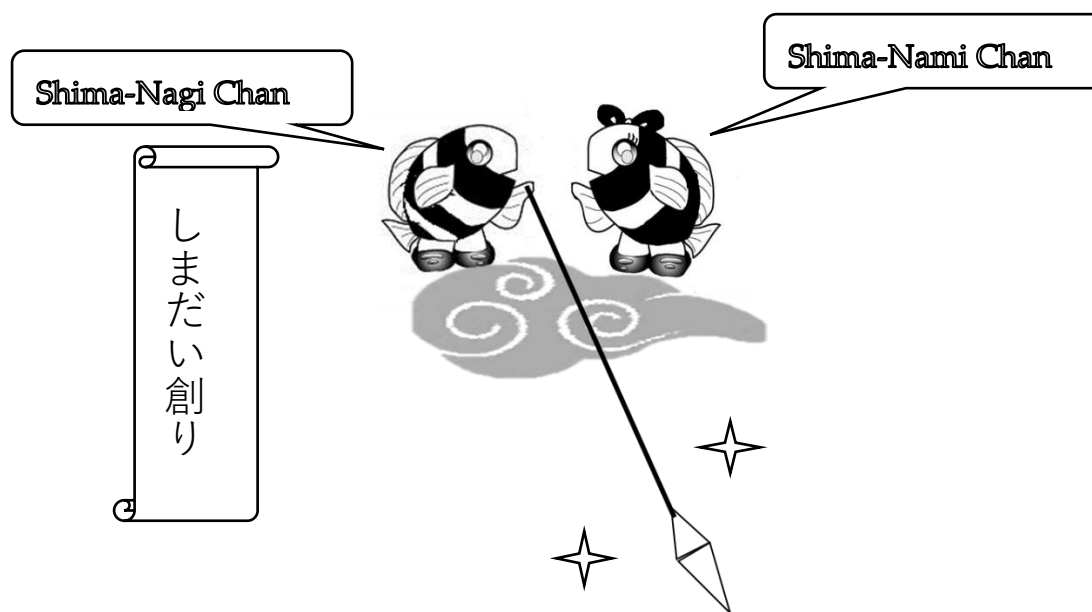


働き方改革・裁量労働制 Q&A

最近どうにも働きにくい!? 対策を考えるために、
シマナミちゃん、シマナギちゃんと一緒に現状をおさらいしよう!



①「専門業務型裁量労働制ってそもそも何？」

業務の進め方を労働者の裁量にゆだねる制度です。19 業務にのみ認められています。このなかに「大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る）」¹⁾があります。診療業務も条件しだいで教授研究の扱いとなります²⁾。助教については、「専ら……研究の業務に従事すると判断できる場合」³⁾が対象となります。

②「主に研究に従事する,とは？」

所定労働時間のうち、研究時間が5割以上あることをいいます⁴⁾。助教は9割以上です³⁾。(※本学の所定労働時間は週38時間45分。)

よって、裁量労働制を導入するには研究以外の業務が

講師以上 → 週19時間22.5分以下 (1日平均232.5分以下)

助教 → 週3時間52.5分以下 (1日平均46.5分以下)

であることが前提となります。

文科省2018年度調査によると、国立大学教員の研究時間は4割ですが……⁵⁾

③「なんで深夜休日に働いてはいけないの？」

裁量は深夜や休日の業務には適用されないからです。この場合は実際の労働時間に応じた割増賃金が発生します。

④「深夜休日がつかえないと研究できないんだけど!？」

自己研鑽のための研究を深夜休日に行うことは可能です。自由時間に遊ぶのも研究するのも労働者の勝手だからです。ただし

- ・「業務による研究」と「自己研鑽のための研究」を区別できること
- ・②の前提が守られていること（＝雑用が多くて深夜休日しか研究できない、はNG）
- ・自己研鑽に大学の設備を使ってよいと大学が認めること

をクリアせねばなりません。労使で知恵をしぼる必要があります。

⑤「労基署は『2つの研究は区別できない』と判断したそうだが？」

交渉の余地はあると思われます。というのも、深夜休日の自己研鑽を認めている大学や研究機関は複数あるからです。私たちが把握しているだけでも、

- ・熊本大学：「休日及び深夜に大学施設を利用することを妨げない」（過半数代表との覚書）
- ・滋賀県立大学：休日の研究（手当なし）を認めることで労使合意
- ・新潟大学：自己研鑽による深夜などの研究を認める
- ・高エネ研：自発的な研究で深夜休日に研究室を使用することを「覚書」で認める
- ・国立天文台：自分で提案した観測であれば深夜に観測してよい

といった事例があります。島根大学だけが「できない」と結論するのは性急にすぎます。

⑥「職員証による打刻は本当に必要なの？」

必ずしもそうではありません。使用者に求められるのは、労働者の健康・福祉を確保する措置を講じること、その目的のために労働者の勤務状況を客観的な方法で把握することです⁶⁾。タイムカードなどによる記録が原則ですが、やむを得ない場合には「適正な申告を阻害しない等の適切な措置を講じた上で自己申告によることができます」(厚生労働省)⁷⁾。現在の紙の報告書による申告も可能なのはです。

ただし、深夜休日の研究を可能にするには報告書の様式を変える必要があるでしょう。自己研鑽による研究を労働時間から外さないと③の問題が生じるからです。

なお、現在の管理方法は事務職員に膨大な作業を強いています（教員すべてについて、すべての日の出退時刻を職員証と紙の報告書で照合している!）。この問題も解決する必要があります。

⑦「家で研究する裁量はないの？」

勤務状況を出退勤時刻により管理している以上、大学に出勤する必要があります。ただし、労使協定により自宅研修を認めることはできます（新潟大学など）。

⑧「で、組合は結局どうするの？」

法令やその趣旨にのっとった形で、教員の裁量を真に認める労使協定を過半数代表者とむすぶよう大学に求めます。具体的には、

- ・「業務による研究」と「自己研鑽による研究」を区別すること
- ・自己研鑽の目的で深夜休日に大学施設を利用することを認めること
- ・教員の業務量と業務内容を適切に管理すること
- ・研究時間 5 割（助教は 9 割）をめざして業務の見直しと効率化を図ること
- ・教員の実情に応じて大学以外の場所での勤務を認めること

を求めています。

注釈)

- 1) 平 15・10・22 基発第 1022004 号
- 2) 平 18・2・15 基発第 0215002 号
- 3) 平 19・4・2 基監発 0402001 号
- 4) <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/senmon/a12.html>
- 5) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/06/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1418365_01_3_1.pdf
内訳： 研究 40.1%，教育 21.9%，社会サービス 20.6%，学内業務などその他 17.4%
- 6) <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/senmon/b1.html>
- 7) 「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

「現在の制度でここが困っている！！」という事例をぜひ組合にお寄せください。

（連絡先は裏のページにあります。）

労働基準監督署とお話をする際、また大学側と交渉する際に大変役立ちます。

現場の生の声を伝えましょう！！

組合加入のお願い

今年度は交渉すべき事項がたくさんあります（今後のくみあいニュースで解説します）。

・裁量労働制

・ ○ ○ ○

このままでは研究できない。

・教育基盤経費

・ ○ ○ ○

このままでは教育できない。

・新個人評価と給与マネジメント改革

・ ○ ○ ○

不安です。

・非常勤職員の雇止め

・ ○ ○ ○

慢性的に人手不足。

しかるべきタイミングで力強く交渉を進められなければ、問題を放置したまま労使協定が結ばれ、問題が固定化しかねません。団体交渉にあたっては、組合の加入人数がそのまま力の大きさになります。こういった問題を「どうにかしたい!」と思っているあなた、ぜひ組合に加入してください。とりあえず1年でも構いません。職場環境を守るため、大学の諸問題に関する広い情報を得るために組合を活用しましょう。

※加入申込は下の申込書を組合まで学内便またはファックスでお送りください。ご質問があればお気軽にどうぞ。（事務室に来られる場合は事前にご連絡ください。）

島根大学職員組合（法文学部棟2階251室）：shimane-uu@soc.shimane-u.ac.jp

Tel & Fax (0852)32-6407, 内線 2198 (出雲キャンパスからは 92198)



島根大学職員組合加入申込書

記入日 年 月 日

ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日
所属	職種
メール @ .shimane-u.ac.jp	
同意書 私は、島根大学職員組合が組合費算定のため、島根大学から私の現在適用俸給表、級及び号俸等について情報提供を受けることに同意します。	
署名	

大学から提供された個人情報、組合費の算定と組合費控除のために使用します。

<組合費月額> 常勤職員：基本俸給×0.7%，契約職員：600円